○農林水産省告示第千八百三十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月二十五日から施行する。

平成二十四年七月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一の表の一の㈠の項中「Ciidae（ツツキノコムシ科）」、「Colydiidae（ホソカタムシ科）」及び「Monotomidae（ネスイムシ科）」を削り、同表の二の項中「*Acarus siro*（アシブトコナダニ）」を「*Acarus siro Acrolepiopsis sapporensis*（アシブトコナダニ）」、「*Aleurodicus disperses*（ネギコガ）」に、「*Aleurodicus disperses*（ネギコガ）」を